

令和8年3月10日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	山 森 博 司
教 育 長	間 嶋 正 剛
参 与	山 下 光 雄
町参事兼総務課長	村 井 直
富来支所長	町 居 義 人
企画財政課長	花 島 博 之
デジタル情報課	三 野 善 明
税 務 課 長	瀧 川 哲 也
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	畑 中 豊 一
健康福祉課長	木 村 英 敏
環境安全課課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	大 家 英 明

農林水産課長	細川直樹
まち整備課長	前田稔
上下水道課長	徳田敦史
富来病院事務長	笠原雅徳
会計管理者(会計課長)	東山和憲
学校教育課長	大島信雄
生涯学習課長	加茂野敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池端久幸
議会事務局参事	山田美由紀
議会事務局主任	辻口晃紘

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 承認第 1 号、議案第 3 号ないし第19号及び議案第23号ないし第39号並びに町政一般（質疑、質問）

日 程 第 2 町長提出 承認第 1 号、議案第 3 号ないし第19号及び議案第23号ないし第39号並びに請願第 1 号（委員会付託）

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 町長提出 承認第 1 号、議案第 3 号ないし第19号及び議案第23号ないし第39号並びに町政一般（質疑、質問）

福田晃悦議長 次に、町長から提出のありました承認第 1 号、議案第 3 号ないし第19号及び議案第23号ないし第39号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

会議規則第56条第 1 項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第 9 条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分

以内とします。

それでは、発言を許します。

福田晃悦議長 6番 南正紀君。

南正紀議員 議長。

おはようございます。6番 南正紀です。

本定例会では先の通告に従い、3点質問させていただきます。

最初の質問は、ふるさと納税についてであります。

先の新聞報道で、奥能登におけるふるさと納税寄付額が、前年比7割減となったと報じられました。本町においても57.7パーセント減の1億4,000万円余りとなりました。主たる原因は震災復旧支援により急増したものが、支援意識の薄れにより減じたものとされています。

こうした実情は、時間とともに被災地に対する意識が減退し、やがて風化してしまうことを感じさせます。我々は自身が大地震を経験したことにより、阪神淡路・東北・熊本の被災地に思いを寄せることとなりましたが、全国的には週年次に報道が取り上げる程度となってしまっております。

本町におきましては是非とも情報発信を強化し、広く震災の実情を知っていただくとともに、それが国民の防災意識向上の一助となることを期待いたします。

昨年、我々議員団が視察に訪れた茨城県境町においては、現橋本町長の行政手腕に驚かされました。

自動運転バス定常運行の着手、就任時4億6,500万円あった地方債残高を6年後には約3,400万円余りに減じ、定住促進住宅に25年住み続けた場合に住宅を無償譲渡する等目を見張るものがあります。

特にふるさと納税に対する取り組みは秀逸で、就任時に数千万円であった寄付額を令和5年度には約99億円へと増額させました。橋本町長は、「職員の仕事は補助金を取ってくる」と豪語しているそうであります。

今般その境町の事例を参考にふるさと納税の取り組みを強化するとの説明がありましたが、復興をイメージさせる返礼品の設定など早急な取り組みを求めますが、町長のお考えをお示してください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

南議員の「ふるさと納税について」のご質問にお答えいたします。

本町のふるさと納税の寄付額につきましては、議員のご質問にありましたように、被災地支援の寄付が落ち着いたことなどから、今年度は大幅に減少している状況にあり、寄付額を増やし、安定的に確保していくための対策が必要であると認識しております。

このため、町では、今年度策定する第3次総合計画にも位置付けておりますが、先進事例である茨城県境町の取組を参考に、地場産品の企画開発や品質向上、情報発信を一体的に担う「地域商社」の設立を進め、特産品の魅力向上と販路拡大を図っていきます。

併せて、こうした特産品をふるさと納税の返礼品として活用し、寄付額の増加を図るとともに、ふるさと納税で得られた財源を、移住定住や子育て支援、産業振興などの施策に効果的に活用することで、地域価値の向上と地域経済の好循環を生み出していきます。

また、議員ご提案の復興をイメージさせる返礼品につきましては、被災事業者の再建応援の観点から、農林水産物の定期便や詰め合わせセットの造成、復旧した観光施設の宿泊券や体験型返礼品の拡充などに取り組んでいきます。

さらに、ふるさと納税の返礼品として出品できる特産品の品目や生産量には限りがあることから、「地域商社」を中心に、町内事業者と連携しながら、新たな特産品の開発、製造などにも取り組み、返礼品のラインナップの充実による寄付額の増加と地場産業の振興につなげていきます。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

積極的な取り組みをいただけるというお答えで、大変心強く感じております。

本町のふるさと納税、災害支援というものについては、818件で1,400万円のお申し込みがあったかなと思うんですが、まだまだこの実績から考えれば支援を引き出すことが多々あるかと思いますので、積極的に取り組んでいただけるよう、お願いを申し上げます。

続いての質問は、町長評価制度についてであります。

町長は町長評価制度の創設・子育て費用のゼロ化・既存施設計画の見直しを公

約に掲げ選挙を戦いみごと当選されました。

しかし、町長就任直後に先の大震災に見舞われたことにより、令和6年度当初予算につきましては骨格予算となったこともあり、ご自身の思いを予算に込めることができず、歯がゆい思いをされたことと推察いたします。そのような中、令和6年第2回定例会という最短のタイミングで学校給食費、保育料の全額無償化を上程したスピード感には、心より敬意を表します。

また、今定例会におきましても、「ウエルカムベビー応援金」を創設し出生順位にかかわらず一律30万円の支給、保育園の完全給食化に向け、設備費や食材費を計上する等、ご自身の政策を補完されており、震災復旧・復興以外の政策も着実に進めておられます。

一方、町長評価制度につきましては全く音沙汰がありません。

町長は当選後の訓示式においても「まずは、町民による町長評価制度を新設し、自分自身を律する」と述べておられます。令和6年第2回定例会での小職の一般質問の答弁におかれましても、就任1年から2年をめどに実施したい旨述べられましたが、震災対応のみで評価されることは本来の趣旨に反するものであり、通常時における町政運営を行う一定の期間が必要であるとの認識も示されました。

しかしながら、平常時、非常時には、それに即応したそれぞれの町政運営のありようが必要となります。震災後に県内で行われた首長選挙において、現職が敗戦したケースにおいては、震災対応に対する大きな不満の表れとも分析されております。本町におきましても、住民の皆様が切望していることは、震災からの立て直しであります。故に、この指標のみで評価いただくことになっても大きな疑問は感じません。通常時の町政運営の評価も併せて行いたいという事であれば、もう一度、後に改めて行えばよいことでもあります。公約の実現を図るためにも現時点での速やかな評価の実施が求められるのではないのでしょうか。

昨年12月での新聞報道におきましても、未だ制度の創設がなされていないことが指摘されております。それらを踏まえ、すでに実施の準備は整っていると考えますが、どのような内容となっているか、説明を求めます。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

南議員の「町長評価制度について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、私は令和6年第2回定例会において、評価制度の実施頻度や時期について、公約時点の想いとして「1年ないし2年」という目処を申し上げました。就任から2年が経過した今、その期限を真摯に受け止め、私自身の歩みを厳しく振り返っております。自分を律する仕組みを作るという決意に一点の曇りもございません。

現在、先行事例の精査に加え、「復興計画の達成度」や「財政健全化」といった客観的な評価指標の策定を進めておりますが、現時点での実施については、苦渋の決断ながら「時期を慎重に見極めるべき」との結論に至りました。その理由は大きく2点ございます。

1点目は、評価の「正当性」と「客観性」の確保であります。就任以来、町政の総力は「未曾有の震災からの復旧」に注がれてまいりました。本来、この評価制度は平時における私の政治姿勢や施策を冷静に審判いただくためのものです。しかし、生活再建やインフラ復旧が依然として途上にある現在の特殊な条件下では、評価がその時々 of 厳しい状況に左右されやすく、私が目指す「持続可能な町政運営の質」を問う客観的な物差しになり得ない懸念がございます。また、「子育て支援の完全無償化」等の重要施策も、その真価が生活実感として定着し、正当な評価をいただけるまでには、いましばらくの時間が必要であると判断いたしました。

2点目は、行政資源の集中という現実的な課題です。

町長評価制度の設計や運用には、一定の事務負担を伴います。震災復興という最優先課題を抱える中、限られた職員体制をまずは被災者支援やインフラ復旧に全力を注がせるべきであり、今この瞬間にリソースを割くことは、町民の皆様の安全と生活再建を最優先とする私の使命に照らし、適切ではないと考えた次第です。

お叱りは、正面から受け止めます。しかし、本制度を単なるパフォーマンスや形骸化した儀式にしてはなりません。仮設住宅から恒久的な住まいへの移行に目処が立ち、町民の皆様が将来への希望を語り合える「創造的復興」のステージへ進んだ段階こそが、私の経営責任への審判を仰ぐべき時であると確信しております。

町民の皆様にな得感を持って私の「経営責任」を評価いただける環境が整い次

第、速やかに具体的な内容をお示しますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

根本的に私の考え方とは違うんだなという風に感じました。

まず1点、再質問させていただきたいのが、職員の皆さんに負担がかかるからという内容も一部答弁にあったかと思いますが、ご自身を評価する制度ですから、ご自身と利害関係が全く関係のない第三者、役場職員以外に求めることもできると思うんですが、内輪で作る必要はなくて。全然利害関係のない第三者、学識経験者に、そういう制度を作っていただくこともできるのかなという気がしますので、それについてのお考えをお聞きしたいのと、あと、前回の答弁でいただいた件で、寝屋川の件も参考事例として取り組みたいということでした。

あの評価制度というのは非常に簡単で、「評価しますか、しませんか」の4項目一発という制度であったかと思います。であれば何も考えずにすぐできるということだと思うんです。あれを参考にするのであれば、そんなに細かい評価項目を作らなくても、「私を評価できますか、できませんか」の4段階評価ですよ。であればすぐにでも取り組めたのではないかなと思うんですが、その辺に対しての認識をお聞かせください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

南議員の再質問にお答えいたします。

1点目の第三者機関にこの制度の設計なり、創設を担ってもらったかどうかという点ですが、それは確かにこれまで考えなかった視点ですので、ちょっと検討をさせていただきたいなと思います。

2点目の寝屋川市の、もっと簡略な評価制度を導入してはどうかということですが、簡略な制度にしたとしても、やはり簡単に制度を作れるというわけではなくて、やはり職員がある程度条例を確認したり、さまざまな事務負担が出てくるわけでありまして、そこに今、費やすと、正直、この制度自体が、前町長の不正から始まった問題でありますし、前町長が町長しか知り得ない最低制限価格を業

者に漏らしたという不祥事が発端となっております。

今回、今、入札制度も最低制限価格が機械的にランダムに変わる制度に変わりましたので、そういった不正ができない状況になっておりますし、今私が考えている新たな評価制度の指標、指標と言いますか考え方としては、今福井県の方でセクハラで辞職された知事の退職金を、返納を求める制度だったかなと思うんですが、こういった制度の方が客観的な指標になり得るのかなという風に思っておりますし、そういったことも今後の検討材料にしたいなという風に思っております。

以上、南議員の再質問の答弁とさせていただきます。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

震災対応という、まあ、ちょっと言い訳じみたことを言わずに、是非とも早急な実施を求め、次の質問に移ります。

志賀町役場の職場環境についてであります。

パワー・ハラスメントにつきましては、古くから社会全体において頻発していたものと考えますが、労働者の地位が高く認められるようになった近年において、大きく問題視されるようになりました。特に記憶に新しいものとしては兵庫県知事の件があります。問題発生当初は、「事実と反する、パワハラではなく指導の範囲内である」と釈明を繰り返していましたが、第三者委員会が10件の事例についてパワハラであると認定すると一転、「不愉快な思いをさせた職員にはお詫びし謝罪する」と態度を変えました。この兵庫県の一連の騒動以降、パワハラについての報道が後を絶ちません。役場や市役所、県庁などでは上長から受けるケース以外にも首長から受ける場合に加え、議員からもパワハラを受けたとの事例もあります。

ある自治体の調査によりますと、職員1,283人に対しアンケートを実施し1,077人から回答を得、結果全職員からは8パーセントが、議員と接触する機会の多い課長級以上の職員からは20パーセントの職員が、パワハラを受けたことがあるとの結果でありました。私自身は、議員と職員は対等の関係であり、自身の態度が横柄とならないよう努めるとともに、威圧的行為を取らないように、言葉遣いも丁寧にするよう心がけておりますが、「そこは」と感じることはありません。

非ご指摘ください。

さて、このように全国各地の官民組織においてパワハラが発生が報じられる中、自殺者までが出てしまった能美市の件には大きな衝撃を受けました。こちらも第三者機関により認定されたもので、現在は再発防止に努めているさなかであります。質問のきっかけとなった本件ですが、質問の文章構成を考えているさなかに、小松市、黒部市におきましても、つづけさまに不適切な事例が報じられました。黒部市長は「大きな声は出したが概ね指導の範囲内」と説明していますが、どのような結論となるのでしょうか。

パワハラは・優位的な関係を背景とした言動、・業務上必要かつ相当の範囲を超えたもの、・労働者の就業環境が害されるもの、が定義とされており上下関係がはっきりした組織で起こりやすい感があります。2020年に「パワハラ防止法」が施行されて以降、隠れていたものが顕在化してきたものと考えますが、本庁においては実態調査等を行い発生防止策について講じているかをお聞かせください。

福田晃悦議長 村井総務課長。

村井直総務課長 はい、議長。

南議員の「志賀町役場の職場環境について」のご質問にお答えをいたします。全国的に職場でのハラスメントが大きな社会問題となり、県内においても看過できない事案が報じられる中、本町としましても、ハラスメントは単なる嫌がらせや職員個人の尊厳を深く傷つけるのみならず、組織全体に深刻な影響を及ぼす問題であると認識をいたしております。

本町においては、現時点で深刻な事案は認知されていませんが、課内のコミュニケーション不足や意見の相違、衝突など、業務上の指導とハラスメントの境界線が曖昧になるリスクは常に存在いたします。

このため、令和3年に制定した「町職員のハラスメント防止等に関する要綱」に基づき、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関連するハラスメントなど、すべての嫌がらせについての相談体制を整えております。

万が一、課内での解決が困難な場合や重大な事案が生じた時には、要綱に基づき、職員管理を担当する総務課が窓口となり、第三者的視点を持って双方から聞き取りを行うとともに、プライバシーを厳守しつつ、迅速かつ厳正に対処する体

制を整えております。

県内自治体や福井県等の事例を踏まえ、今後も管理職には課長会議で啓発を図るとともに、職員には研修を開催し、「ハラスメントを許さない、見逃さない」という強い意志のもと、職員が安心して働くことのできる職場文化の醸成に取り組んでまいります。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

答弁内容は、発生を未然に防止するための対策を講じているよと、発生したらそれについては極めて慎重に対応しますということだと思っておりますが、実態調査というのは実際行われなかったということですかね。

あの、確か小松の事例は議員から一般質問で実態調査したら出てきたケースじゃなかったかなという、現状調査、アンケート調査などは行わないということでしょうか。

福田晃悦議長 村井総務課長。

村井直総務課長 はい、議長。

南議員の再質問にお答えをいたします。

実態調査というか、まあ、他の事例と新聞等で拝見しますと「内部告発」というものが多いのかなという気はしております。

それで、我々の庁舎内ではまだ実態調査という形で全職員にはそういうことでは実施しておりません。

それと、なぜじゃあ出さないのかということかなと思っているんですけども、私今総務課の方で人事を預かっている中で、課長なりとのそういう日頃のコミュニケーションとか、課員とのそういうコミュニケーションの中で、そういった相談というものが、未だそんなにないということから、まだその段階には本町についてはまだ達していないという、そんな認識で、まだしていないということです。

ただ今後、そういった事象、あるいはそういった告発等があれば、当然速やかにそういったものを実施しなくてはならないという考えは常に持っております。

以上、南議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

くれぐれも誤解をしないでいただきたいのは、何か疑いの目を持ってこの質問をしているわけではなくて、私は志賀町役場の職場環境は極めて良好であるという風に認識をしているので、その良好な環境を壊さないための、まあ質問であるという風に理解をしていただければよろしいかなと思いますので、ご承知おきください。

以上で質問を終わります。

福田晃悦議長 8番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

おはようございます。この時間帯で質問できるのは久方ぶりですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、3点について質問していきます。

1点目、農業問題については4点ありますので、お願いいたします。

最初に農地や用水路等の復旧は何年先を目途としているのかをお聞きします。

復旧工事に着手した箇所もありますが、未だに手つかずという現場もあるのが現実です。復旧工事の完成をいつ頃と予定されているのか。

次に2025年農林業センサス調査が昨年秋に実施されました。概要は公表されましたが、詳細な結果はこれからと聞いています。

最大の課題は今後の後継者問題だと思います。識者からは、5年先には農業をす
る人がいなくなるとも指摘されています。1月下旬の経済産業省の試算では2040
年には農林水産業では110万人の人材が不足と公表されています。

2025年農林業センサスの概要版では、法人経営体や経営耕地面積は増加傾向にあるが、個人経営体での基幹的農業従事者（自営農業を主な仕事としている人）は102万1,000人で、5年前に比べ34万2,000人で、25.1パーセント減少したと報告しています。平地と中山間地では参考にすべき課題が大きく異なってきます。

志賀町においても法人化された経営体も多く見られますが、そこでも後継者問題となると悩みを抱えているのが現状かと思います。現在の耕作者が引退すれば後続く人がいなくなるという現実です。

町としても今後の傾向を分析し対応を検討されているかと思います。後継者問題の現状をお聞かせください。

3番目に、目まぐるしく変わる猫の目農政では、町としても対応に難儀しているかと思います。現在の農政についてどのように受け止めているのかをお聞きします。

4番目に、オーガニック・ビレッジ宣言村について、今や世界的な潮流として有機農業に向かっていることを知る必要があるとの指摘があります。また、この流れの中で農水省も「みどりの食料システム戦略」を立案せざるを得ない現実には迫られたのではと思います。日本が世界で最も農薬基準の緩い国になっていることが、農水省の調査でも明らかになっています。台湾へ輸出したイチゴが、農薬過多が原因で返送または廃棄処分されたニュースも記憶にあるかと思います。

志賀町のおかれている農業をめぐる環境としては、世界農業遺産の地であること、特別天然記念物のコウノトリの飛来と子育て、そしてこの5月末には羽咋市ではありますが、トキの放鳥が決まっていること。富来地区では、しばらく前には有機農業研究会もあり有機栽培に取り組んでいた実績があること。また、昨年12月24日にはJ A志賀と中能登農林総合事務所共催で「トキの生息環境に配慮した米づくり研修会」が町内2か所で開催され、放鳥予定地以外でも、特別栽培米の取り組みの要請がされようとしています。

そこで、オーガニックビレッジ宣言の件ですが、この事業では国の財政支援を受けながら取り組めますので、せつかくの制度を利用しない選択肢はないと思いますので、町長の提案理由でもその意思が示されていたかと思いますが、取り組む意思はあるのかをお聞きします。

福田晃悦議長 細川農林水産課長。

細川直樹農林水産課長 はい、議長。

堂下議員の「農業問題について」のご質問にお答えをいたします。

最初に、農地や用水路の復旧の目処についてですが、今回の能登半島地震及び豪雨災害により、本町では、農地と農業用施設、合わせて1,600か所以上が被災しており、農業生産に大きな影響を及ぼしております。これを受け、一刻も早い復旧に向けて取り組んでいるところであります。

現在、測量・設計が完了した箇所から、順次発注を進めていますが、令和8年2月末時点、国の災害査定事業費ベースで、全体の契約済みは、約37パーセント、工事完了は約20パーセントとなっております。

地震による被害は甚大であり、現在、国や県、近隣市町でも多数の復旧工事が進行中ですが、建設資材の調達遅れや入札不調などにより、進捗が遅れております。

そのため、小規模な被災箇所については、地元区などが事業主体となる、県単農地等手作り復旧支援事業による復旧も進んでおり、今後も、この取り組みを有効に活用していきたいと考えています。

ご質問の復旧工事の完成時期につきましては、ため池を含む完全復旧を、令和10年度末を目標とし、県と連携しながら復旧工事を進めていきます。

完全復旧までには、相応の期間が必要になると考えておりますので、農業関係者の皆様には、引き続きご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、後継者問題の現状についてですが、2025年の農林業センサスにおける志賀町の農業者数は、まだ発表されておりませんが、2020年の農林業センサスによりますと、本町の農業経営体数は788経営体で、2015年と比べて291経営体の減少となっています。

全国的な傾向と同様に、農業従事者数は減少し続けており、今後も、この傾向が続くと推察しております。

減少の主な要因としては、少子化や若年層の都市部への流出による次世代担い手の不足、農業が重労働であるというイメージや収入の不安定さから若い世代から敬遠されている現状が挙げられます。

町でも、後継者の確保に対して、ほ場整備による作業効率の向上や農地の集約化、新規就農者への支援を行っているほか、昨年度末には、地域の合意を得て、将来の農地の受け手や利用の方針を示した地域計画を全地区で策定しました。

この地域計画は、現在も随時見直しを行い、より実効性の高い内容へと改善を図っております。

今年度、北吉田地区では、後継者不足により、農業法人が経営継続困難となったため、同地区の地域計画を見直し、近隣の農業法人へ農地の利用を移譲し、地域農業の維持につなげる事例もございます。

農業の後継者問題は、重要な課題であり、実例やこれまでの取り組みを踏まえつつ、地域計画のブラッシュアップを続け、後継者の確保を含めた地域農業の持

続可能な体制づくりに引き続き努めてまいります。

次に、現在の農政の受け止めについてですが、現在の日本の農政は、令和6年に25年ぶりの抜本的な見直しが行われた「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料安全保障の強化を最優先課題として政策転換が進められています。

現場においては、構造的な課題の解消に向けた期待が寄せられる一方、急な方針転換や厳しい経営環境に対する不安の声も聞かれます。

しかし、輸入先の多様化や国内生産の拡大、スマート農業の推進、環境負荷の低減といった施策には多くの期待が寄せられています。

一方で、近年では、令和6年から令和7年にかけての深刻な米不足と価格高騰、その後の反動による価格変動に対し、政策のタイミングや実効性に課題が指摘されました。

さらに、農機具や肥料などの、資材価格の高騰、農家所得の不安定化、高齢化や後継者不足など、生産現場では依然として厳しい経営環境が続いております。

今後の農政の最大の焦点は、持続可能性と収益性の両立にあり、農業で安定した所得を確保し、若者が将来に希望を持てる産業となるかどうか重要な鍵と考えておりますので、先にも触れましたが、本町としても、基盤整備の推進や地域計画の見直しを継続するとともに、「地域商社」による農産物を使用した特産品の開発など、持続可能で魅力ある地域農業の実現に向けて一層努力してまいります。

最後に、オーガニックビレッジに取り組む意思はあるかについてですが、まず、国は、みどりの食料システム戦略などを通じた有機農業を推進し、有機農家への経済的支援や販路拡大、技術支援、さらには地域ぐるみで取り組むオーガニックビレッジの産地づくり推進事業を進めております。

一方で、本町としましては、有機農業の推進に関して、様々な課題を抱えており、慎重に判断しているところであります。

具体的には、富来地域で活動しておりました「富来有機の会」が有機農業の負担やリスクなどの影響を受けて解散し、残った一部の農業者も慣行農法に戻っている現状があります。

また、トキの放鳥に向け、特別栽培米をはじめとした「トキの生息環境に配慮した米づくり」の普及に注力しておりますが、労力に見合わない販売価格や収量

の減、栽培コストや雑草管理など、多くの課題があり、受け手の確保に苦労している状況にあります。

こうした中で、有機農業への転換は、技術面や人材確保、農業者の意識や経済的な面でも大きな課題があるため、国の支援があるとはいえ、簡単に進められるものではないと考えております。

以上の状況を踏まえまして、本町では、現時点において、オーガニックビレッジの宣言は予定しておりませんが、今後も国の支援や技術を参考にしつつ、農業者の皆様のご意見を尊重しながら、有機農業の導入に向けた啓発を図り、地域と農業者の機運を醸成してまいります。

さらに、世界農業遺産にふさわしい豊かな自然環境の保全や、コウノトリやトキが生息する里山の特色を活かした持続可能な農業の実現を目指し、慣行栽培から特別栽培へ、そして、将来的には有機農業へと、段階的に転換を進めてまいりたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

何点か再質問したいと思います。質問項目は終わりましたが、最後の部分からいきたいと思います。

今の時点ではオーガニック宣言はできないということですが、いろんな意味で有機栽培は大きな流れとなっています。町長の提案理由にもありましたが、農産物のブランド化、安全安心な農産物のブランド化、結局、有機栽培ですね。要するにJASの規格をどうこう言っている話ではないですが、JAS認定には大変な労力と準備と努力が必要ですけども、いわゆる特別栽培は5割半減ですから、やればできると思います。やろうというところには、例えば今回は先ほども案内しましたが、昨年末に中能登農林総合事務所もJA志賀と一緒に説明会を開いているわけです。そうした動きは多い、県もやろうってきているわけですから、トキとコウノトリ、そういうものは上手に利用しながらブランド化していく。ブランド化というのは、私も議員になってから20年になりますけども、あちこちに視察に行ったときに「農業をやっています」といった自治体は大概、有機栽培です。レベルはいろいろありますが、そうした中でブランド化して売り出していくこと

が今求められていることかと思います。ですから、町長せっかく提案理由や説明が書いてありますが、これこそ町長のリーダーシップで、例えば前回私たちも視察に行きましたが、千葉県いすみ市さんのところは市長が担当課に「これをやりなさい」と指示しているのが、鮫田晋です。今回の朝日新聞にも2、3日前の記事が載っていました。読まれたかと思いますが、その人が一生懸命になって農家を説得したということです。そのとき、子どもたちに安全で安心なものを提供したい、今、子どものいろんな病気とか体の不都合が出ていますが、そうした原因の一つとして環境ホルモンや農薬などが挙げられます。その意味で、子どもに安全で安心なものを提供することがひとつの謳い文句というか大きなキャッチフレーズになっています。その方針で取り組んでいます。ですから鮫田さん、市長が模範を示すということを行いました。

受験勉強以上に、私は勉強して努力し、納得してもらう中で、いろいろな専門家の方から、いかにして農薬を減らすかを学んだというわけです。そういう意味では、これは取り組む必要があると思います。

将来的意義ではなく、何年計画を立てる場合は、4年、5年先を目途にして進めるべきです。来年、再来年にしてしまいなさいという話ではありません。それを具体的に進めないと、いつまでも5年先のままになりかねません。ここは最大のチャンス的一年だと思います。ですから、やっぱりきちっとしっかりと取り組むべきです。

何かしていきたいということを、ちょっとどんなもんですか。ぜひお聞かせください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

オーガニックビレッジ宣言。今ほど農林課長のほうからお話しがあつたとおりなんですが、今議員ご指摘の「今がチャンスだ」というご答弁なんですが、なかなか先ほどの課長の冒頭の説明にありました堂下さんの質問にもありましたが、農地や用水路施設の復旧がまだ2割程度しか進んでいない中、なかなか新たな事業に着手するのが難しいというのが実は現状でありまして。私自身もオーガニックビレッジ、有機農法を進めるべきだとは考えてはおりますが、今ほどの理由で

なかなか進めるのが難しいのが、現状かなと思っております。

先ほどの南議員の言い訳ではないですが、「震災を言い訳にしてほしくない」というお話もありましたが、事実としてマンパワーや財源が震災で大きく取られてしまっている現実がありまして、ただそういう中であっても何とか少しずつでも進めていきたいというのが今の答弁にあった内容でありますので、どうかご理解いただければと思います。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

なかなか前に進まないかと思いますが、今、若い人たちが農業をやりたい、有機栽培でやっていきたいという人が増えています。羽咋市でも同様に、若い人が農業をしたいと言うと、彼らもやはり有機でやりたいと言っています。私たちがこうした場において、都市部の人たちが農業を担うのはイメージとしていろいろ違いますが、かなり意識が変わってきているのが現実です。もう一つ例を挙げます。実は私、以前熊本にいました。熊本は日本で一番有機栽培が盛んな地域だと思います。その時の話ですが、皆さん地域でやっているわけではありません。ある人がやっている、周りがみんな農薬を使っているため、結局自分の田んぼもその影響を受けると。これはどうやったらうまくいきますかね、という悩みを抱えていました。あと、菊池市という熊本県の北の方に菊池市がありますけれども、そこでは市を挙げて有機栽培を進めてやっていたんです。そのとき何をやってたかという、医・食・脳を考えることです。医は医学、身体のこと、食はもちろん食べる、そして脳、すべてが食べ物にかかわってくるということです。

また駒大の医学の先生が、西洋医学だけでは体を守れないとして、東洋医学を含めた農業の大切さから菊池養生園の園長になり、全体的に取り組んでいるという例もありました。いろんなやり方を取り入れつつ幅広く知識を集めながら、地震のときは本当に大変だったと思いますが、そういう意味で、JAも含めて一歩踏み出しているわけですから、確かに人数が足りなければ、その分民間に応援を頼めばいい。そういう中で皆でやっていくというのは大事だと思います。それでは次の質問に移ります。

中部電力浜岡原発での基準地振動・想定される最大の揺れを巡るデータ不正、捏

造という声もありますが、この不正問題をどのように受け止めているかをお聞きします。

この問題では中部電力は科学的な計算を装いながら、実際には「原発に都合のよい小さな地震動」を導きだすよう、データを組織的に操作していたとの厳しい指摘も出ています。

これには原子力規制委員会の委員長も「捏造」「前代未聞」と批判し、「原子力安全を破壊するもの」と怒りを込めて述べたということです。

さらにこの問題では、発覚のきっかけは、昨年2月の内部告発がもとになっていることであり、中部電力に追加説明を求めている過程で不正が発覚したものです。

規制委員会は、「事業者で不正行為が行われた場合科学的に見抜くというのは困難」と開き直っている始末です。

これが原子力規制をめぐる現状かと思います。原発立地自治体として、中部電力、規制委員会の今回の対応についてどのように観点から注視しているのかお聞きします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 議長。

堂下議員の浜岡原発の基準地震動データ不正問題についてのご質問にお答えいたします。

本年1月の中部電力浜岡原子力発電所3、4号機の新規制基準の適合性審査において、基準地震動のデータ改ざんといった不適切な事案が明らかになりました。この行為は、原子力発電所の安全性に対する地域住民や国民の信頼を裏切るものであり、決して許されることなく、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

町では、北陸電力志賀原子力発電所2号機の審査においても、同様の不適切な事案が発生しないよう、データ管理体制や監視体制の強化、発電所の運営に携わる関係者に対する教育・研修の充実を図ることが重要であると考えており、引き続き北陸電力に対して丁寧でわかりやすい説明を徹底し、地域住民にも透明性を持った情報提供を行うよう要請しております。

また、原子力規制委員会では、福島第一原発事故を受け、原子力発電所の安全性確保のため、厳格な審査基準を設けておりますが、データ改ざんという行為は、

これらの基準に対する信頼を損なうものであります。

このようなことから、原子力規制委員会や国に対しても国内外における最新の知見を速やかに規制基準等に反映させるとともに、事業者への適切な指導を行い、審査体制の強化や効率的な審査に努めていただくよう求めています。また、国民に対し審査の経緯や結果に対する説明責任を果たすことも重要でありますので、これらは、全国原子力発電所所在市町村協議会を通じ要請していきます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

この問題で一番の問題は、やはり電力会社はもちろんのことですが、規制委員会がこれを見抜けなかったこと。ですから、より緻密で巧妙なものが出てきた場合、それをチェックして検査をしてやるっていうのは無理だということを原子力規制委員会が認めたわけです。ですから検査の仕方とか規制のあり方とか含めて、立地自治体としても申し入れをする必要があるかと思います。

ただ単に「しっかりやってください」というだけでは、これはやはりレベルを超えていてですね、それを見抜けなかったということが一番大きな問題かと思えます。しかも浜岡原発の場合は南海トラフの真上にあります。これに対応して。基準を作らなければならないということで、レベルを上げるのに膨大な手間暇がかかっていますので、そういった意味ではこれを見抜く力がなかった。全く職員も少ないですし、規制委員会自体がですね。例えばアメリカの規制委員会の場合は全然格段の差があると思うんです。そういった視点から、再度精査して申し入れを行わないと、ただ申し入れしただけの文書では不十分だと思いますので、その点も含めてお願いしたいと思います。

それでは最後に、福島第一原発事故から15年、被災地の現状について質問いたします。

福島第一原発事故より明日で15年を迎えます。原発立地自治体としてこの15年の被災地のおかれている現状をどのように注視しているのかをお聞きします。

原発事故による放射能災害は今なお続いており、帰還困難区域での主要道路上で5～35ミリシーベルト/年の高い放射能汚染が観測されています。それで、未だに原子力緊急事態宣言は解除されていません。おそらく多くの町民の方もご存知

ないかもしれませんが、15年の歳月がなせる現実かとも思います。

福島県調査によりますと避難者数は、避難指示による約8万3,940人を含めて2012年5月時点で約16万4,865人でしたが、2025年11月時点には約2万3,701人に減っています。県内避難者は約10万人から約2万人へと減っており、県外避難者は約6万人から約2万に減っています。だが、避難指示解除で帰還した人は震災当時の平均約17パーセントに留まっているのが現実です。最も少ない自治体では3パーセントです。また、15年たっても山菜やキノコの放射能はまだ食品基準より高く、到底安心できる状態にはなっていません。私が6、7年前に被災地を視察した時には、各自治体役所の職員も避難先の福島市内から通勤しているとのことでした。

また、さまざまな資金支援で移住者の呼び込みに躍起となっているが、うまくいっていないのが現実と報道されています。

事故発生時の被ばくに加え、震災前より1～2ミリシーベルト/年高い、追加被ばくを余儀なくされるのですから、安全・安心には程遠い現実が待ち受けているとしか言いようがありません。さらに居住地は除染作業をしても、山の除染はしないのが現状です。

ひとたび原発大事故となると、15年を経ても惨憺たる状況に直面する現実です。

特に立地自治体では事故後の復旧・復興はあり得るのかを考えさせられますが、原発立地自治体として、この現実をどう受けとめているのかをお聞きます。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

堂下議員の「福島第一原発事故から15年、被災地の現状認識を問う」についてご質問にお答えいたします。東日本大震災の発生から明日で15年を迎えようとしています。

この震災は、私たちの記憶に深く刻まれた出来事であり、特に福島第一原子力発電所の事故は、今なお多くの方々が故郷に戻れないという、深刻で長期的な影響をもたらしております。

この現実には、原子力災害が一度発生すれば、その影響が15年を経てもなお続くという厳しい現実を、改めて突きつけるものと受け止めております。

志賀町も原子力発電所を抱える立地自治体であり、福島状況は決して他人ご

とではありません。

町としましては、いかなる「安全神話」にも捕らわれることなく、常に最悪の事態を想定し、住民の生命と財産を守ることを最優先に、原子力防災に全力で取り組む必要があると強く認識しております。

具体的には、地域防災計画や広域避難計画の継続的な見直しを行うとともに、原子力防災訓練を通じて、避難経路や避難手段の検証、要配慮者の支援体制の強化、通信・情報伝達体制の確認など、実効性のある対策の充実を図ることが重要であります。

福島第一原発事故の教訓を真摯に受け止め、原子力災害のリスクをできる限り低減させるとともに、万が一の際にも、被害を最小限に抑えられるよう備えることが、原発立地自治体としての責務であります。

その上で、先日答申をいただいた、第3次志賀町総合計画に基づき、能登半島地震からの創造的復興を加速化させ、将来の町を担う子どもたちが希望をもって住み続けられる、安全で安心な志賀町を実現するため、引き続き全力で取り組んでまいります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

実効性のある避難計画と言いますけれども、これは最低限の話だと思います。ですから、一旦避難したとしても、戻ってこれるとは限りません。事故や被災の大きさにもよりますが、それも含めての話です。現実的に、福島の現実はなかなか整っていないということです。皆さんもおそらく次は、行政組織として危機対策課を作りますよね、そのときにそういったものをベースにいろいろ出てくると思います。例えば町の職員を長期的に派遣するならそれはそれでいいですが、いろんな意味で現場を見てることが大切だと思います。今後の作業ですけれどもその中で、現実的には今の3%から10数%ですよね。福島第一原発の関係では、本当に12、3%なんです。

この15年で戻ってきた人はこれだけしかいません。今後戻ってくる見込みがないわけではありませんが、多数の人は避難先で生活を作り直しているのが現状です。そうした場合、当該の町や周辺の50キロや100キロ先の地域を参考にするにして

も、現実的には現場を見てくる必要があります。

2、3日か1週間か、仕事の関係もあるでしょうから、時間は問いませんが、現場に行かなくとも、大学や地元自治体などで出ている報告書をきちんと読み直すことから始めるしかないと思います。それが最終的に住民の命と健康と財産を守ることに繋がるとは思いますが、今回の地震の避難では、何も機能しなかったわけです。そういった対策を実行できるかどうかも含めて、危機対策課の大きな仕事になると思います。当該の自治体がきちんとしない限り、県や町が作ったというレベルではないと思います。

例えば、国にしたって最終的な責任は、避難計画として負っていません。規制委員会自体も、田中委員長も安全とは言わないと、元の委員長は言っていました。安全とは言わないと断言しているので、決まったものに対する否定の判断はしますけれども、それ以上の、例えばヨーロッパにおいてはメルトダウンを防ぐ、そういう装置も元々付けてますけども、日本はそういうことをしていませんでした。避難計画でも、米国の場合はそれによって原発が稼働できなかった例があります。身近な例ですが、私は昔、自動車のワイヤーハーネスの仕事を担当していました。今ではエアバッグは常識になっていますが、これは二十年ほど前までは日本になかったんですね。輸出していたものは全部付いていました。なぜなかったかと言うと、配線が多かったからです。ヨーロッパ向け、北米向けは全部エアバッグが付いています。標準装備です。日本はなかったわけです。原子力を見てもそういうことがいくつかあるわけです。ですから、世界の基準はどうなっているのか、日本はどうなっているのかと、我々ができる判断ですから、学者でなくても判断ができるわけです。そうしたことをきちんと捉えてやっていかないと、実効性のある対策が講じられず、また絵にかいた餅をぶらさげますか？ということになりかねません。そうした点も含めて学ぶ必要があります。多大なる犠牲を福島のみなさん払ってきたわけです。

それでいろいろな問題が現地で起きているわけです。今は15年ということで各マスコミも特集コーナーを作って報道しています。そうしたものを捉えることが大切だと思います。危機対策課を作る中で、きちんと捉え直すことが求められます。一言お願いします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい。

堂下議員の再質問にお答えいたします。現場に足を運んで現実を見てくるべきだというご指摘をいただきました。私自身も、先日、全原協（全国原子力発電所所在市町村協議会）の会長の敦賀市長とお会いする機会がありまして、敦賀市長も就任してすぐに福島の方に足を運んで現状を見てきたというお話を伺いました。私自身も今、震災から2年2ヶ月経ったところですが、時間を見てぜひ福島の方に現地視察に行きたいなと思っておりますし、新たに創設する「危機対策課」の職員も含めて、そういう現実を、現場に足を運んで、現状、自治体の現状というものを具に見ていきたいなと思っております。ご指摘どうもありがとうございます。以上で、堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

ぜひ町長に限らず、視察に行ってきた欲しいと思います。

福田晃悦議長 ここで暫時休憩します。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時15分 再開）

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

1 番 小林克嘉です。

志賀町が導入した「しかばすいーじー」は、町民の移動手段を確保し、持続可能な公共交通を実現するための重要な取り組みであると理解しています。

しかし、運用開始以降、町民の皆さんからは切実な声が寄せられています。

特に多いのが、利用が集中する時間帯に予約が取りにくいという点です。通院が多い午前から昼前後、昼食後の時間帯は利用希望が重なり、希望する時間に乗れない状況が続いています。

例えば、昼前後に利用したいと申し込んでも、案内されるのが1時間以上後になるケースが発生しています。その結果、「病院の予約に間に合わない」「予定が立てられない」など、生活に大きな影響が出ているとの声があります。

また高齢者にとって、予約手続きそのものが負担になっている点も無視できま

せん。スマートフォンを使わない方も多く、電話予約も混み合う時間帯は予約が取れないという声が寄せられています。

公共交通の利用者の多くを高齢者が占める現状を踏まえると、利用しやすさの確保は重要な課題です。

こうした状況を踏まえると、利用開始から現在までのデータ分析、混雑時間帯の運行改善、旧「しかばす」からの改善点の検証などが必要ではないかと考えられます。

ぜひ町民に丁寧に説明していただけないかと思い、本項目で6点質問させていただきます。

1. 利用開始から現在までの運行データの分析状況について、町はどのように把握し、どのように評価しているのか。
2. 通院や昼食後など、利用が集中する時間帯に予約が取りにくい状況について、原因分析と改善策の検討状況はどうか。
3. 混み合う時間帯に対し、車両の増便や運行体制の見直しなど、具体的な改善策を検討しているのか。
4. 高齢者にとって予約手続きが負担になっている現状をどのように把握し、改善に向けた対応を検討しているのか。
5. 旧「しかばす」と比較して、利便性・効率性・利用者数など、どの点が改善され、どのような効果があったと評価しているのか。
6. これらの課題と成果を踏まえ、町として「しかばすいーじー」をより使いやすくするための今後の方針をどのように描いているのか。

以上、よろしくお願いします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

小林議員の「しかばすいーじーについて」のご質問にお答えいたします。

本町では、令和6年7月に策定した町復興計画において、町民の移動手段の確保と持続可能な地域公共交通の構築を重要な施策の一つとして位置づけております。

運行開始から今月で1年となりますが、利用状況や利用者から寄せられたご意見を踏まえますと、議員ご指摘のように、病院や買い物などで午前中に利用が集

中し、希望通りの時間帯の予約が取りにくいことや、コールセンターの予約受付開始時に電話が混み合うなどの問題が生じております。

このため、これまでに運行条件などの設定を3回にわたり見直し、乗合率を高めるための改善を行ってきたところであります。

私自身、運行開始以降、月1回程度、自宅から役場まで利用しており、利用状況等については実体験をもって把握しております。しかばすいーじーは12人定員のバスですが、運行開始当初は、1便あたり、1人から3人程度の乗合に留まっておりました。最近では運行条件などの設定見直しの効果もあり、徐々に乗合率が高くなってきていると感じております。

しかしながら、課題解決には至っておらず、今後も乗合率のさらなる向上を図ることで、より利用しやすい公共交通となるよう、引き続き改善に努めていきたいと考えております。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、詳細につきましては、担当課長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

福田晃悦議長 花島企画財政課長。

花島博之企画財政課長 議長。

小林議員の「しかばすいーじーについて」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「現在までの運行データの分析状況の把握とその評価」についてです。

昨年4月1日から運行を開始した予約制乗合交通「しかばすいーじー」の運行状況については、4月から9月までの半年分の運行データを分析するとともに、10月に利用者満足度調査を実施し、その結果を取りまとめております。

運行データの分析では、半年間の利用者数は約9,300人で、従前の定時定路線の「しかばす」と比較すると、64パーセントの利用に留まっております。利用者の多くは高齢者で、予約方法の75パーセントが電話予約となっており、コールセンターへの予約やバス利用の時間帯は午前中に集中し、土曜、日曜の利用が平日に比べて少ない状況となっていることを把握しています。

また、満足度調査においては、「満足」「やや満足」が約3割で、「不満」「やや不満」が約7割となっており、電話予約の煩雑さや朝のコールセンターへのつな

がりにくさなどが不満の原因として挙げられています。町としては、これらの問題の改善に向けた検討を進め、適宜対応しているところです。

続いて、2点目の「通院や昼食後など、利用が集中する時間帯に予約が取りにくい状況の原因分析と改善策の検討状況」についてです。

このことについては、利用状況の分析から、病院の受診や買い物などを午前中に済ませようとする傾向が強く、利用時間帯の重複が予約の取りにくい状況を招いているものと考えております。

その対策として、昨年5月以降、3回にわたり車両の稼働時間や運転手の休憩時間帯を見直すなど、利用が集中する時間帯の運行に関する各種設定を見直し、乗合率の向上に努めてきたところです。

今後も運行データや利用実績を分析し、適宜設定を見直しながら、乗合率を高め、希望する時間帯に多くの方が乗車することができるよう、改善していきます。

次に、3点目の「混み合う時間帯に対し、車両の増便や運行体制の見直しなど、具体的な改善策を検討しているのか」についてです。

このことについても、まずは乗合率を高めることが先決であると考えており、事業者と協議のうえ、1便あたり1人から3人の乗合率を、許容できる範囲で高めることで改善していきたいと考えています。

現在、志賀地域3台、富来地域2台の5台で町内全域をカバーしており、車両が回りきらない状況になれば、増便を検討していきます。

次に、4点目の「高齢者にとって予約手続きが負担になっている現状の把握と改善に向けた対応の検討」についてです。

高齢者を中心に電話予約時のやり取りが負担となり、不満につながっていることは把握しており、乗合率が低いため、希望する時間帯の予約が取りにくく、この対応に伴う電話対応時間が長くなっている状況があります。

町としては、コールセンターの運用状況を確認しつつ、事業者に対し改善を求めるとともに、利用者には、前日午後の空いている時間帯での電話予約を広報等で周知していきます。

なお、それでも解消しない場合には、混雑時間帯のコールセンターの人員増強も含めた体制強化を検討していきます。

次に、5点目の「旧しかばすと比較して、利便性・効率性・利用者数など、ど

の点が改善され、どのような効果があったと評価しているのか」についてです。

利便性では、乗車時間の短縮をはじめ、志賀・富来地域間の相互移動が可能となり、町内すべてのバス停間の移動が乗り換えすることなくできるようになったこと、また、金沢方面の特急バス、西山パーキングバス停へ直接行くことができるようになった点において、向上しています。

効率性では、バスの小型化が図られ、運行経費が約2割縮減されております。また、予約に基づく運行であることから、必ず利用者が乗車している点において効率的な運行となっていると考えております。

利用者数については、従前のしかばすと比較すると減少しておりますが、さらなる利用促進を図っていきたいと考えております。

最後に、6点目の「これらの課題と成果を踏まえ、『しかばすいーじー』をより使いやすくするための今後の方針」についてです。

先程来申し上げてきたように、町としては、現状の課題に対し、乗合率の向上とスムーズに電話予約することのできる体制整備を進めるとともに、気軽に利用していただけるよう、丁寧で分かりやすい広報に努め、利用促進を図っていきたいと考えております。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

答弁の方ありがとうございました。

続きまして、義務教育学校についてご質問させていただきます。

富来義務教育学校の整備は、富来地域の将来に直結する極めて重要な事業です。しかし、前回の町民説明会では、町としてのコンセプトや目標が十分に示されず、町民の理解や納得につながる場になっていなかったと感じています。

町として、町民の意見を幅広く参考にしながら計画を作り上げたいという姿勢は理解できます。だからこそ、あえてテーマを設けず自由に意見を出してもらう形式を採用したのだと思います。

しかし、テーマを設けないまま進行すると、質問や論点が多方向に広がり、議論が深まらず、町として本当に聞き取りたい内容に到達しないという問題が生じます。

結果として町民も、「何を話せばよいのか」「何が決まっていて、何が決まっていないのか」が分からず、理解や納得につながりにくい場となりました。

さらに、執行部や課長が前方に並び、町民が正面に座るというレイアウトは、対立構造を生み、意見集約の場として適切ではありませんでした。

震災後の意見集約手法も、アンケートやタウンミーティングなど旧来型の形式にとどまっており、改善が必要だと考えます。

また、教職員・保護者・町民からは次のような重要な指摘が寄せられています。

「一貫校として成果を出すには、教員の異動サイクルが短すぎる」「独自カリキュラム・独自システムの構築が不可欠」「英語教育・情報教育・探究型学習など現代社会に必要な学びの強化」

義務教育学校の整備は単なる建物の建て替えではなく、教育の中身をどう変えるか、どんな子どもを育てる学校にするのかという“教育ビジョン”が不可欠です。それでは次の4点質問をさせていただきます。

1. 今後の会議や住民説明会のため、教育とまちづくりの両面で、より明確なテーマや目標を掲示し、方向性を示す必要があるのではないか。
2. 義務教育学校の整備にあたり、教育の中身をどのように検討していくのか。教育課程や学びの在り方をどのようなプロセスで検討し、どの段階で町民や教職員の意見を反映していくのか。
3. 一貫校としての独自カリキュラム・独自システムの構築について。特に、英語・情報教育・探究学習など現代社会に必要な学びをどのように強化していくのか。
4. 町民説明会や震災後の意見集約手法について、形式の見直しと、町民の声をより引き出す新しい参加型手法の導入を検討する考えはあるのか。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

小林議員の「義務教育学校について」のご質問にお答えいたします。

はじめに、「会議や住民説明会のため、教育とまちづくりの両面で、より明確なテーマや目標を掲示し、方向性を示す必要があるのではないか」についてです。学校づくりの説明において、明確なテーマや方向性を示すことは重要と考えています。今後は、町民の皆様が意見を出しやすいよう、「育てたい子ども

も像」「小中一貫校の運営方針」「地域参画の仕組み」など、教育と町づくり双方の視点から具体的なテーマを設定してまいります。こうしたテーマをもとに、町としての方向性をわかりやすく示し、限られた期間でも論点を整理しながら、教育ビジョンへの反映を着実に進めていきます。

次に「教育の中身をどのように検討していくのか。教育課程や学びの在り方をどのようなプロセスで検討し、どの段階で町民や教職員の意見を反映していくのか」についてですが、教育内容の検討は、国の学習指導要領、町教育目標を基礎とし、その上で、準備委員会等において教職員、保護者、町民の代表による意見交換会を複数回開催し、いただいた意見を反映していきます。最終的には、町教育委員会において方針を確認することで、透明性と合意形成に配慮した検討プロセスを確立します。

次に「現代社会に必要な学びの強化」については、本町では令和4年度から、「志賀町学校教育モデル」を立ち上げ、継続的に英語教育、情報教育、探求型学習などの強化に取り組んでいます。

また、「一貫校としての独自カリキュラム・独自システムの構築」については、これまでの「学校教育モデル」の取組の成果をベースとしながら、今後、準備委員会等で教職員や保護者、町民の代表の意見も取り入れ、富来地域の特色を生かした独自のカリキュラムを構築したいと考えています。

最後に「町民説明会や震災後の意見集約手法について、形式の見直しと町民の声をより引き出す新しい参加型手法の導入を検討する考えはあるのか」についてです。

形式の見直しは重要と考えております。今後はワークショップやグループディスカッションなどの参加型の意見交換手法を取り入れ、町民の多様な声をより効果的に引き出せるよう努めるとともに、参加方法の工夫についても検討していきたいと思っております。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

ご答弁ありがとうございました。

前回の住民説明会では、参加者から教育長に対する質問が集中している場面が

見られました。そうした環境が改善され、より良い説明会や意見交換の場になることを願っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。志賀町では、障害者福祉施設の受け皿が限られているため、約7割の障がい者が町外の施設を利用しているという実態があります。

町外利用が多いことにより、利用者の負担、冬季の道路状況への不安、仕事との両立の困難など、家庭に大きな負担が生じています。

また、志賀町の障害福祉サービスは、居宅介護・移動支援・相談支援など在宅支援が中心であり、日中活動の場そのものが町内に少ないという構造的な課題があります。

その結果、家庭が担う役割が大きくなり、障がい者本人の生活の質にも影響が出ています。

さらに、現場で働く方々から直接お話を伺ったところ、相談員が不足しており、現場や業務のサポート体制が十分に整っていないという深刻な課題も明らかになりました。

支援の入口である相談支援が弱いことは、必要なサービスにつながりにくい状況を生み、家庭の負担をさらに増やしています。

また、町内に施設が少ない一方で、志賀町の既存の児童障害施設には他町からの利用者もいる状況があり、これは「志賀町における障害児・障害者支援のニーズが高い」ことを示すものです。このような現場の声を踏まえると、町内の施設を増やす、また事業者を誘致することは非常に有効であり、現在ある2か所の児童障害施設をサポートし、機能の拡充を検討する必要があると考えます。

そして、第三次総合計画（素案）を拝見しましたが、まだ案の段階ですが「障害者への生活支援の充実」という項目において、現場の声や実態の分析、そして今まさに必要とされている支援が十分に反映されているとは言い難いと感じています。

相談員不足、家庭負担の増大、町内施設の不足といった課題は、計画においても改めて丁寧に分析し、施策に落とし込む必要があるのではないのでしょうか。

障害のある方が町外に頼らず、志賀町で生活し、通所し、働くことができる環境を整えることは、町として極めて重要な課題です。

そこで、次の３点について伺います。

１．障害者福祉施設の受け皿に限られ、約７割が町外施設を利用している現状について、町はどのように把握し、どのような課題として認識しているのか伺います。

あわせて、相談員不足や支援体制の脆弱さについて、どのように現状を捉えているのか伺います。

２．町外利用によって生じている家庭の負担について、町はどのように評価し、どのような支援が必要だと考えているのか伺います。

また、相談支援体制の強化について、どのような改善策を検討しているのか伺います。

３．町内での受け皿拡充に向けて、生活介護・就労支援・グループホームの整備、事業者誘致など、どのような取り組みを検討しているのか伺います。

この３つの質問では、現在ある２か所の児童障害施設をサポートし、機能拡充を図ることについて、町の見解を伺いするとともに、あわせて、第三次総合計画（素案）における障害者支援の位置づけについて、現場の声や実態を踏まえた再分析が必要ではないか、町の考えを伺います。

福田晃悦議長 木村健康福祉課長。

木村英敏健康福祉課長 はい、議長。

小林議員の「障がい者福祉について」のご質問にお答えいたします。

現在、本町では、障害児のうち通所系サービス（放課後等デイサービス等）を利用している方は61名で、そのうち24名が町内事業所を利用しています。また、18歳以上の障害者は173名のうち43名が町内事業所を利用しており、残る約７割が町外施設を利用している状況です。

町内では、６法人が８つの障害福祉サービス事業所を運営しており、利用に当たっては、相談申請後、調査および支援区分の認定審査会を経て、希望する事業所を確認のうえ調整しています。

まず、「町外施設利用が約７割である現状、相談員不足および支援体制の脆弱さ」についてです。障害者施設の設置許可は石川県が所管し、運営は法人事業者が担っています。障害種別は身体・知的・精神に分類され、専門職の配置要件や人材確保の難しさから、医療法人等、町外の法人に頼らざるを得ない現状があり

ます。ただし、町外施設の利用により、専門性の高い支援プログラムの提供や自立の促進が期待できており、住所地を理由とする利用制限などの問題は生じておりません。

一方、町内ではサービス管理責任者や生活相談員など29名が従事しており、サービス利用の遅れ等に関する苦情は寄せられていないものの、業務の複雑化に伴い、人材確保と負担軽減が課題であると認識しています。支援体制については、貧困や高齢者支援など複数の課題が重なる事例が増加しており、町内の相談員のみでは対応が難しい場合も見られることから、県の児童相談所をはじめ、関係機関でのケア会議の開催等を通じて、連携を一層強化する必要があります。

次に、「町外施設利用による家庭負担および相談支援体制の強化・改善」についてです。町外施設を利用する場合、送迎負担が生じることがありますが、通所する精神障害者の方に対する交通費の一部助成により、負担軽減を図っています。また、町外の放課後等デイサービスでは送迎がバス停までに限定される場合があります、ご家庭の移動負担が生じています。町内事業所であれば自宅送迎が可能であり、空き状況を踏まえた事業所選択により負担軽減が見込めますが、利用者の慣れや事業所の特性によっては変更が難しい場合もあります。今後ともご家庭と丁寧に調整を行い、利用環境の改善に取り組めます。

相談支援体制については、現在、事業所に委託し、支援対象者の把握やサービス利用援助、居住サポート事業等を担う専門員を健康福祉課内に配置して対応しています。これに加え、町内事業所との連絡会を定期的に開催し、相談支援機能の充実と情報共有の強化を進めてまいります。

最後に、「生活介護・就労支援・グループホームの整備および事業者誘致」についてです。現在、いずれのサービスも町内事業所で実施されていますが、受け皿が限られていることを課題と認識しており、既存の法人と連携し、サービス拡充に向けた取組が必要であると考えています。

第3次総合計画では、障害者の生活支援充実に向けて、総体的な課題や取り組みを掲げています。町としては、これを具体化するために、令和8年度に策定予定の、第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画において、利用者や事業者へのヒアリング等を実施し、必要なサービス量や支援機能の見直しを行います。さらに既存の児童障害施設および障害者施設を中核的拠点としての機能を一層高め

るための支援策を検討し、事業者や県、関係機関と連携しながら、地域の環境整備を進めてまいります。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

一点、再質問をさせていただきます。先ほどの答弁の中の相談員に関してですが、支援体制の脆弱性についてです。

町内の相談員のみでは対応が難しい点と、県との連携を一層強化するという答弁をいただきましたが、現在、町として相談員が何名不足しているのか、配置状況や現状の分析、職務者や施設など現場の声を聞いて課題を明確にしてほしいと思っております。

増員のための採用計画や予算上の措置などの動きがあるのか伺いたいと思います。

福田晃悦議長 木村健康福祉課長。

木村英敏健康福祉課長 はい、議長。

小林議員の再質問について申し上げます。

まず相談員の人数が不足している状況ですが、何名が不足しているといった数値的な把握は町としてはしておりません。ただ、サービス利用につきましては計画相談が必要ですが、その計画も相談員が立てており、サービスを受けられないといったことはありませんので、対応はできているものと町としては判断しています。

相談員が大変だという認識はしており、サポート体制も必要だと考えていますが、その点の不足はないという認識です。増員の計画は町として予定しておらず、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、第8期の福祉計画の中でその点も考察していきたいと考えています。

相談員に限らず従事者については、福祉サービスや仕事の魅力を発信する必要が担当課にもあると思っております。昨年も介護の方で行いましたが、志賀まると元気フェアといったような、担当課でのフェアもやっており、高校の方でも福祉科での課程がありますので、そちらに働きかけて福祉サービスの魅力を周知して、増員につなげるような取り組みをこちらとしてもしていきたいと考えております。以上、小林議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 最後に一つ、私から一言、申し上げます。

私のSNSなどでの発信や、さまざまな方との意見交換の中で、障害者福祉、特に子どもに関して深刻だという意見が寄せられています。デイサービスが不足している、障害者のグループホームが一つしかない、福祉作業もB型しかないといった意見もあります。

私は、もっと現場の声を聞き、保護者や利用者の声を今後の施策に反映してほしいと思っています。総合計画もそのためのものだと思います。現在、町職員の皆さんもより良いサービスの提供に向けて努力されていることを確認しています。今後も町としてより良いサービスの提供に努めていただければと思います。それでは質問を終わります。

福田晃悦議長 ここで暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1 時00分 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

4 番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

日本共産党の中谷松助です。

私は本年第1回定例会にあたり、5点について一括して質問を行います。

まず1点目は、志賀原子力発電所の廃炉を求めよ、についてであります。

今年は旧ソ連のチェルノブイリ原発事故から40年、そしてあの東京電力福島第一原発事故から15年でもあります。

いずれも、放射性物質で汚染された所では、元のくらしが叶わない状況であります。福島では今なお約5万人の方々が、避難生活のままという事であります。

原発事故は水害や地震災害など、他の災害現場とは異質な、終わりが見えないのが特徴です。ですから、現在も福島第一原発事故は終束していません。終束の目途すら立っていないんです。

特に日本の場合、世界有数の地震・津波国です。現に地震と原発事故がセットで起こっています。これからも起こり得る可能性がある訳です。

ですから、中部電力浜岡原発における想定される地震の最大の揺れ、いわゆる

基準地震動のデータ捏造が内部告発でかろうじて明らかになったという事は、別の言い方をすれば、不正をしないと日本では原発を動かしてもいい所など無いという事ではないでしょうか。

告発した技術者側の勇気に、敬意を申し上げますのもであります。

志賀原発の場合も、今度は公的機関の国土地理院が12月23日志賀原発の敷地に「活断層であると判断することが妥当と考えられる」とし、「推定活断層」と表記しました。これも重く受け止めなければならないと思います。

日本の原発は冷却のための水の確保からどうしても海岸沿いとなります。地震や津波でこの冷却水が絶たれた場合、たちまち過酷事故につながります。だからこそ国土地理院のありのままの付度のない表記は非常に重いと思います。

よって、疑わしい時は最も安全と認められる道をとらなければならないと思います。

志賀原発は即刻廃炉、求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、国民年金で暮らせる復興住宅家賃を、についてであります。

早ければ来年9月から順次災害復興住宅への入居が可能となる見通しですが、やっぱり一番気掛かりなのが家賃であります。

今まで家賃など払った事が無いのに、これからは家賃が必要という事になるわけです。

一人住まいの国民年金受給者の場合、満額でも約7万円です。ここから、家賃、水光熱費、食費等々、そこへ医療費が加わりますと、本当に大変です。

よって、国民年金受給者でも安心して復興住宅で暮らせるようにして頂きたいと思いますが、大丈夫でしょうか。お伺いをいたします。

3点目は、補聴器購入費助成制度の創設を、についてであります。

今、国の制度の対象にならない軽度や中等度の難聴の高齢者などに、独自で購入費用を助成する市区町村が全国で550自治体に迫っているということでもあります。

残念ながら数少ない助成自治体ゼロの県の中に我が石川が入っています。

一方、ヨーロッパでは公的助成のもと、フィッティングへのサポート体制も進んでいまして、補聴器への満足度も高く、普及率は50～60パーセント、世界一高齢化が進んでいる日本は15パーセントしかないそうです。

聴力は生まれてから加齢とともに徐々に低下し、高い音から聞こえにくくなっていき、早い人では40代から難聴が始まっているそうです。

聴力は薬や手術で若返らせることはできず、できれば45歳から、遅くとも65歳を過ぎたら毎年、聴力検査をし、きざしがあったり、聞こえにくいとなったら補聴器の早めのデビューで、人生豊か、そして認知症の予防にもなるという事です。

ただ、補聴器はまだまだ安いものではなく、また、フィッティングに時間が掛かるという2つのハードルがあります。

そんな中、国は高齢者の介護予防などを促すために、厚労省から各自治体の取り組みを評価して交付する介護保険保険者努力支援交付金というのを設けて難聴の啓発や早期発見、受診勧奨などの取り組みが認知症総合支援の推進として評価指標に含まれるようになっていきます。

よって、そういう国の支援もにらんで、この石川でトップバッターで補聴器購入費助成制度の創設で、認知症のリスクを高める加齢性難聴への早期対応の道を切り開いて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、保育園完全給食への見通しを聞く、についてであります。

この間、保育園の3歳から5歳園児のご飯持ち込みを無くして、完全給食にして欲しいという要望に対して、調理スペースや人員の確保、費用負担の在り方等を勘案すると、現時点では導入は困難だが、引き続き議論、検討はしたいとの御答弁だったと思います。

そんな中、今幸い、国の公立小学校への給食費支援の動きが出てきました。となれば、その分、財源が浮いて来る訳です。ぜひそれを保育園完全給食化に回して頂いて、保護者の皆さんに一日も早く、保育園完全給食をプレゼントして頂きたいと思いますが、見通しをお聞きいたします。

最後に、末吉地内ホームセンター前国道のり面の雑木等、伐採を求めよについてであります。

末吉地内道の駅シオン向かいのホームセンター側、国道のり面の雑木等の繁茂でホームセンター側からシオン側に向かう時、全くと言っていい程、交差点での左右の見通しがききません。やはり最近、その交差点で接触事故がありました。低いところからせり上がる、あの交差点での見通しでは、本当に危険です。於古

川橋から末吉南交差点までの間、長いススキや、枯れた松、雑木等で視界等がさえぎられています。

これから夏に向かってますます見えにくくなっていきます。他地域から来られてもやはり、あまりにも不安全地帯になっていて景観も損ねていると思いますので、あまりいい印象を持たれないと思います。

国道のり面は国の管理です。よって本町の中心部でもありますので、なおのこと、国県に対して、安全確保、事故防止の上でも於古川橋から末吉南交差点までのホームセンター側、国道のり面の雑木等の伐採を求めていると思いますがいかがでしょうか。

以上、5点について、質問させていただきます。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

中谷議員の「保育園完全給食への見通しを聞く」についてのご質問にお答えいたします。

私は就任以来、公約として掲げております「子育てを町政の真ん中に」という基本姿勢のもと、これまで保育料の無償化やおむつの無償提供、さらに新年度から実施する「ウェルカムベビー応援金」の支給など、子育て世帯の経済的負担の軽減につながる施策に取り組んでまいりました。

公約の着実な実現に向けた取組の一環として、来年度から、公立保育園において主食を含む完全給食の実施を予定しております。この取組は、子どもたちの健やかな成長を促すとともに、保護者の皆様により安心して子育てを行っていただける環境を整えることを目的としております。

なお、完全給食の導入にあたっては、調理設備の改修工事など一定の準備期間を要することから、今年の秋ごろに実施しますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後も安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指し、取り組んでまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、残りのご質問については、担当課長が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

福田晃悦議長 木村健康福祉課長。

木村英敏健康福祉課長 議長。

中谷議員の「補聴器購入費助成制度の創設を」についてのご質問にお答えいたします。

加齢性難聴の方を対象とした補聴器購入助成につきましては、令和7年第1回定例会をはじめ、これまでも同様のご質問をいただいております。高齢者全般に関わる問題として国の制度創設を見守るべきと考えており、国の動向を注視してまいりますと答弁してきたところです。

加齢性難聴は老化に伴い、人の呼びかけに気づきにくくなるなど日常生活に支障をきたすのみならず、脳への刺激が減少することによって認知機能にも影響を及ぼす可能性が指摘されております。

こうした背景から、介護保険事業に係る保険者努力支援交付金の評価指標に、難聴高齢者の早期発見および早期介入に関する取組みの項目が含まれております。

当町におきましても、介護予防の観点から訪問活動を通じて難聴が懸念される方に対し、聞こえのチェック表や専用のアプリを活用し受診の勧奨を積極的に行っており、今後も難聴の啓発や予防事業を通じて、総合的な支援に取り組んでまいります。

なお、交付金の使途は主に予防事業などのソフト事業を目的としており、補聴器購入費の助成に充てられるものではありません。

繰り返しとなりますが、国や県の動向を注視していく必要があり、町独自の助成制度の導入については、現在のところ考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の「志賀原子力発電所の廃炉を求めよ」についてのご質問にお答えいたします。

福島第一原子力発電所事故から明日で15年が経過しますが、現在もなお23,701人（令和7年11月1日時点）の避難者が故郷に戻ることができていない状況であります。

先の町長の答弁でも触れましたが、志賀町も原子力発電所の立地町であります

ので、これらは決して他人ごとではありません。住民の生命、財産を守るべく、地域防災計画等を充実し、防災意識の向上に努めていきたいと考えております。

また、中部電力浜岡原子力発電所での不適切事案については、地域住民や国民の信頼を裏切る行為として決して許させるものではなく、このような不適切事案が北陸電力でも起こらないよう強く要請しております。

さらに、昨年末、国土地理院から発表された志賀原子力発電所敷地内外の推定活断層についてですが、先月開催された原子力発電所対策特別委員会の中でも北陸電力から説明があったとおり、今後の審査会合の中で詳細に説明していくとのことですので、審査の動向を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 前田まち整備課長。

前田稔まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の「国民年金で暮らせる復興住宅家賃を」についてのご質問にお答えいたします。

町といたしましても、国民年金受給者をはじめとする低所得の方々が復興公営住宅へ入居される際の家賃負担については、懸念していたところであります。

このような中、石川県が復興基金などを活用し、復興公営住宅入居後3年間の家賃を無償化するという、過去に例のない支援策を講じたことで、入居者の経済的負担は大きく軽減されるものと考えております。

この家賃無償化措置は、自立に向けた支援期間として当面3年間とされていますが、その後の対応については、被災者の生活状況を踏まえて県と市町が連携して検討していくとのこととあります。

町としても、被災された皆様が将来的にも安心して暮らせるよう、引き続き県と協議を進めてまいります。

併せて、木造仮設住宅の一部を恒久的な町営住宅として活用する計画を進めており、新築の復興公営住宅よりも安価な家賃設定を検討しております。

詳細な家賃などについては、来年度に住民説明会を行い、そこで丁寧にご説明する予定です。また、個別相談にも対応いたしますので、ご安心願いたいと思います。

次に、「末吉地内ホームセンター前道路のり面の雑木等、伐採を求めよ」につ

いてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の於古川橋から末吉南交差点までの国道のり面につきましては、国の代行として石川県が管理を行っている区間であります。

当該箇所では、雑木やススキ等の繁茂により、ホームセンター側から国道へ進入する際や、シオン側への直進時における見通しが悪く、通行に支障をきたしている状況と認識しております。

町としましては、交通安全の確保の観点から、石川県に対し、のり面の雑木伐採や除草の実施を要望してまいります。

引き続き、関係機関と連携を図りながら、地域の安全確保と事故防止に向けた環境整備に努めてまいります。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 再質問をさせていただきます。

ええ再質問となりますが、ま、1点目の「志賀原子力発電所の廃炉を求めよ」についてです。

ま、いつも注視しているというご答弁ですけども。本当にまあ注視している場合ではないと思います。取り返しができなくなる前に、廃炉を求めるべきと思います。再答弁は結構です。

2点目の「国民年金で暮らせる復興住宅家賃を」についてですが。

ま、昨今の物価高の中、被災者に寄り添った家賃を求めるものです。もちろん既存の町営住宅の家賃も見直しが必要になってくるかもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。再答弁は結構です。

3点目の「補聴器購入費助成制度の創設を」についてですが。

やっぱり国も介護予防の中に認知症防止対策を位置付けているということだと思います。ですから、それにも応えて、何より町民の老後の豊かな生活を支えていただきたいと思います。これも再答弁は結構です。

4点目の「保育園完全給食への見通しを聞く」についてですが。

先ほど町長の答弁にもありました、実施をするというご答弁でした。本当に大変に嬉しいことであります。よろしく願いいたします。

5点目の「末吉地内ホームセンター前国道法面の雑木等伐採を求めよ」について

ですが。

本当に見ての通りだったと思います。よろしくお願いいたします。これも再答弁は結構です。

以上5点について質問しました。保育園の完全給食への見通しにつきましては前進を確認しました。本当に嬉しいことです。

ま、その他のことに関しましては、いずれも町民の安心安全、そして切実な要望です。引き続き求めて参ることを申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

福田晃悦議長 2番 梢正美君。

梢正美議員 はい、議長。

2番 梢正美です。

富来地域の大規模投資と創造的復興の方向性について質問します。富来地域では現在、道の駅周辺の開発、災害公営住宅の整備、義務教育学校や避難拠点の整備など、大規模な投資が進められています。これらを合わせると、およそ100億円規模とも言われる大きな取り組みになります。人口減少が進む地域にとって、このような投資は地域の将来を左右する重要な取り組みであり、私自身も地域の未来につながる挑戦として期待しています。

一方で、大型投資の成功は、単に建物が完成することだけで決まるものではないと私は考えています。町民がそのプロセスに関わり、地域の未来を自分たちのこととして考えられること。そうした関わりの中で、完成した施設や場所に愛着が生まれ、長く地域に活用される拠点になっていくのではないのでしょうか。

本町が目指す復興とは単に施設を整えるということではありません。整備は手段であり、目的ではありません。本町が目指す復興とは、単に施設を整えることなのか、それとも町民が主体的に関わりながら地域の未来をつくっていくことなのか。その理念や方向性については、町民の皆さんからも高い関心が寄せられています。それだけ多くの方が、この地域の未来に期待を寄せているからだと思います。

だからこそ、いまの段階で町としてどのような目的とゴールを持ってこの取り組みを進めていくのかを、町民と共有していくことが大切ではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

まず1点目として、富来地域におけるこれらの大規模投資を通じて、どのような地域の姿を目指しているのかについてです。特に町民の方々からは、道の駅周辺の開発によって中心部がどのように活性化するのか、また周辺地域にどのようなサービスや価値が広がっていくのかという声が聞かれています。中心部だけではなく、本町の過疎化が進む地域も含めて、富来地域または志賀地域全体としてどのような地域の姿を目指しているのか、その目的とゴールについてお示ください。

2点目として、計画段階において町民との対話や意見の反映をどのような形で進めていくのか、そのプロセスをどのように設計し、町民に共有していくのかをお伺いします。

3点目として、説明会などが開催されても、仕事や家庭の事情などにより参加が難しい町民もおられます。そうした方々にも情報が届き、地域の未来を自分ごととして考えることができるよう、オンラインでの配信やケーブルテレビなどを活用した情報公開など、広く町民が知り関わることをできる機会をどのように確保していくのかについてもお聞かせください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

梢議員の「富来地域の大規模投資と創造的復興の方向性について」のご質問にお答えいたします。

本町は、現在、令和6年能登半島地震という未曾有の災害を乗り越え、単なる復旧に留まらない、未来を見据えた創造的復興の歩みを進めております。

まず、1点目の「富来地域での一連の大規模投資を通じて、本町が実現しようとしている地域の将来像・ゴールは何か」についてであります。

これらの大規模投資の目的は、単に施設を整備することではなく、人口減少を見据えた持続可能な地域運営モデルを構築することにあります。

具体的には、富来義務教育学校と避難拠点施設を一体的に整備することで、教育・防災・生涯学習・健康増進といった機能を組み合わせ、限られた経営資源の中で最大の効果を生み出す適応型のまちづくりを進めていきます。

また、道の駅周辺の再整備により、交流人口や関係人口を呼び込み、地域の稼ぐ力を高めていきます。これらの取組が相乗効果を発揮することで、地域価値を

向上させ、震災前よりも強靱で、若者や女性からも選ばれる活力あるまちの再構築を目指していきます。

次に、2点目の「計画段階における町民との対話および意見反映のプロセスをどのように設計し、共有していくのか」についてであります。

大規模投資は、町民の皆様の深い理解と参画があつてこそ、その価値を高めることができるものと考えております。このため、第3次総合計画に掲げる町の将来像「ここにしかない未来を」の実現を目指し、計画段階から座談会やワークショップなどを開催し、町民の皆様との対話を重ねていきます。

また、決定事項だけでなく、検討過程も可能な限り公開し、透明性の確保に努めるとともに、町民の皆様のご意見がどのように計画に反映されたのか、また、反映が難しい場合はその理由を説明し、双方向の対話を大切にしていきます。

最後に、3点目の「町の説明会に参加できない町民も含め、広く情報を共有し、関わる機会をどのように確保していくのか」についてであります。

すべての町民に必要な情報を届けることは行政の責務であり、町ホームページや公式LINE等のSNSを活用した情報発信を行うとともに、スマートフォンから意見を届けられるアンケートフォームや、いなけんTVなどを活用した動画配信により、いつでも参加、視聴できる環境づくりを進めていきます。

さらに、広報誌や説明会などの方法も組み合わせ、世代や居住地を問わず、多様なステークホルダーが町の未来づくりに関わることのできる機会の創出に努めていきます。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、再質問です。

ただいまの答弁を受けまして、とても前向きな、一つ一つ丁寧な施策についてご説明をいただきまして、非常に、町民の方も今回のこの議場での答弁について、知ることができた機会になったかなという風に受け止めております。

その中で、もう少し、深く聞きたいなという点がございます。まず1点目の質問に対する答弁ですけれども、「人口減少を見据えた持続可能な地域運営モデルを構築する」ということはもう前提とした課題・テーマだと認識しておりますが、この具体的に「持続可能な地域運営モデル」というのは、今、町長がお考えに

なっているところをお聞かせいただけたらなという風に思っております。

まだこれは議論が進む段階だと思っておりますが、町長が思う「持続可能な地域運営モデル」とはということかというのを今の段階でお聞きしたいなと思います。例えば、この質問で、道の駅の賑わいというのはもちろん大事だと思うんですけども、持続する、地域が持続するというのなら、地域事業者がどんな風にそこに参加する機会があるのかとか、周辺集落にも経済がどのように循環していくのかとか、若い人たちの仕事がここにどういう風に生まれていくのか、地域活動が、ここから展開して連動していくのかという観点での検討方向というのが必要ではないかと思うんですけども、そういった観点から町長の持続可能な地域運営モデルというのはどのように考えておられますか。お聞かせください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

梢議員の再質問にお答えいたします。

持続可能な街づくりと言いますのは、私が考えているのは、まず避難拠点施設と学校施設に地域住民が集って、そこで共に生涯学習ができるということをご説明したと思います。あの場所が皆さんの交流の場になって、かつ子供たちの笑い声や遊ぶ、遊び回る声が聞こえる、あそこが将来像としても目指すべき形かなと考えておりますし、また道の駅周辺の方に、例えばトレイルランに参加される方、自転車レースに参加される方、能登駅伝に参加される方、そういった方々が、景観だったり能登の復旧復興の、時間の経過とともに見られるような、そういったスポーツツーリズムの方が来ることも一つ地域の賑わいにつながるかなと思っておりますし、その場で例えば地域の産品を販売する場を作る、そのためには地域の方々からのご協力で、農産物だったり特産品を持ち寄っていただく、それにより経済が循環する、そういったことを私個人としては考えておりますが、詳細な制度設計等につきましては今後皆さんと対話の中で組み立てていきたいと思っております。ぜひまたその際にご参加をよろしくお願いいたします。以上で梢議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

議長。再々質問。今の町長からの答弁で、さらに詳細なご意見をいただきまし

て、大変光栄に思います。

もう一つ、その中で確認の段階なんですけれども、質問させていただきたいと思います。今の町長の答弁の中からも町民の皆さまと交流・関係をしていくというところが見えてきました。確認になりますが、先ほどの答弁の中でも「これからワークショップや対話の場を開催する」と、その中で「双方向の対話を大切にしていきたい」ということで、ここが非常に重要だと思うんですね。パブリックコメントもそうですけれども、一方通行で情報流す、アンケートで意見をもらう、そして回答を出す、ということではなく、この「双方向の対話」というのを今後、ぜひ実施してもらいたいと思います。

その上で、町長がその双方向の対話の中からですね、どのように町民の皆さまが主体的に、その活用に関わるというところで、町がどんな風にその取り組みを応援していくことができるかということを一言お聞かせいただければ嬉しく思います。双方向の対話をした中で、ただその情報を流す・公開するというだけではなくて、町がそういった主体的に興味がある方々に対してどんな支援・関わりができるかなというところを聞きたいなと思いますので、よろしく願いいたします。それがあることが町長の目指す持続可能なところに繋がるものかと、思います。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

梢議員の再々質問にお答えいたします。

双方向の対話の中でどういう支援を打ち出していくか。まだ、それこそ双方向という対話の中で、これから考えていくことだと思っておりますので、また具体的にどのような支援ができるかということはこの場ではお伝えできないかなと思いますが、その双方向、おっしゃいます対話、住民との対話の中で考えていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。以上、梢議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。では2つ目の質問に入らせていただきます。

復興公営住宅における親族の一時滞在を想定した制度設計についてお伺いします。

現在、仮設住宅に入居されている方々から、「遠方から来る親族が泊まること

ができない」という声を耳にすることがあります。震災後の暮らしの中で、離れて暮らす家族が顔を合わせ、時間を共にすることは、心の支えになる大切な機会です。また本町は、これまでも里帰りや交流を通じた関係人口の創出を大切な視点として掲げてきました。

そう考えると、被災された方々が入居される復興公営住宅においても、遠方の家族や親族が短期間滞在できるような視点を、制度設計の中に取り入れていくことは、暮らしの再建という観点からも重要ではないかと感じています。

そこでまず伺います。

現在検討が進められている復興公営住宅において、親族の一時的な滞在を想定した制度設計や運用について、何らかの検討が行われているのか、町の考えをお聞かせください。また、住宅の構造や管理上の理由などから、住宅内での対応が難しい場合もあると思います。その場合には、例えば町内の宿泊施設や、今後整備が予定されている道の駅のコテージなどを活用し、里帰りを支える仕組みをつくるといった発想も考えられるのではないのでしょうか。被災地にとって、人が訪れ、家族が帰ってくる場所であり続けることは、地域の未来にもつながる大切な要素だと考えています。

そこで改めて伺います。

町として、里帰りや家族の滞を支える視点から、町内の宿泊施設の活用なども含めた仕組みづくりを検討する考えはあるのか、町の見解をお聞かせください。

福田晃悦議長 前田まち整備課長。

前田稔まち整備課長 議長。

梢議員の「復興公営住宅における親族の一時滞在を想定した制度設計について」のご質問にお答えいたします。

まず、仮設住宅での対応ですが、町にも入居者の方々から「遠方の親族が宿泊できない」という切実な声が寄せられています。交流が心の支えになるという重要性に鑑み、現在は要望のあった、とぎ第2団地において、既存の集会施設や空き住戸を世話人の管理体制のもとで交流場所として活用する試行運用を行っております。

一方で、今後整備する復興公営住宅は、公営住宅法に基づき住宅困窮者に提供する賃貸住宅であり、制度上、入居者以外による一時滞在の利用は想定されてお

りません。

また、例えば、自力で小規模な住宅を再建された被災者の方々との公平性を考慮しますと、復興公営住宅の入居親族に対してのみ、助成金を用いて宿泊を支援するような独自の制度を設けることは、慎重に検討すべき課題であると考えております。

そのため、復興公営住宅の建設にあたり、各住戸については、現在の仮設住宅のおおむね2倍の面積を確保する計画としており、これにより、入居者の皆様がそれぞれの居住空間の中で、ご家族を迎え入れる余裕を持っていただけるものと考えております。

また、ご質問にあった「町内の宿泊施設や道の駅のコテージ」の活用についても、特定の入居者への支援策としてではなく、町を訪れるすべての方が等しく利用できる施設として、その利便性を高めていくことが重要であると認識しております。

特定世帯への助成という形ではなく、町全体の宿泊・交流機能の充実を図ることで、結果として復興公営住宅のご家族も含め、誰もが本町で時間を共にできる環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

ただいまの答弁を受けまして、確かにこの公営住宅法に基づく色々な制限があることは私も認識しております。その中で、先ほども申し上げましたが、暮らしの再建という観点からどう工夫したらいいのかということが答弁の中からも伝わってまいりまして。色々な、まあ提案の中で、宿泊施設の利用の制度化の難しさはお伺いしましたし、その上で全ての皆さんに訪れることに対しての環境づくりに今後努めていただけるという答弁に対して、非常に期待を感じていますので、またそういった形で、繰り返しご家族の方もこの町を訪れて来れるような、そんな環境を一緒に作っていければなという風に思っておりました。

ありがとうございます。私からはこちらの質問については以上でございます。

3点目の質問に入らせていただきます。創造的復興と人口減少対策における若

者・女性背策の具体化について、第3次志賀町総合計画案が、3月2日に答申されました。

将来像として「ここにしかない未来を みんなで創ろう・シン志賀町」が掲げられています。今日は、この「シン志賀町」という言葉が、どのように現実の町づくりにつながっていくのか。町の答弁を通して、町民の皆さんと一緒に考える場になればと思います。

計画の中で、施策立案のポイントとして「若者や女性が「ここで自分らしくいたい」と思える環境づくり」が示されています。人口減少が進み、震災からの創造的復興を進める中で、若者や女性の力は、これまでも、そしてこれからの地域を支える大きな原動力になると私は感じています。

そこでまず伺います。

若者や女性が「ここで自分らしくいたい」と思える環境とは、町としてどのような状態を想定しているのでしょうか。働くこと、子育て、地域活動など、さまざまな形で地域に関わる姿があると思います。町として、どのような姿を思い描いているのかお聞かせください。

次に、現場の状況について伺います。

震災後、復興に向けて、町民がチームをつくり、国や県の制度を活用しながら地域の取り組みに挑戦するなど、主体的な動きが各地で生まれています。例えば、子どもに地域資源を生かした体験を提供する活動や、こども食堂などの取り組み。

また、富来地域では世代間交流の場づくりを通して、高齢者の見守りや孤立防止に取り組む動きもあります。さらに、里山里海の資源を生かした滞在型体験を通して、過疎地域に人を呼び込み、関係人口を生み出そうとする取り組みも出てきています。

こうした動きは、「みんなで志賀町を創っていこう」という総合計画の方向性とも重なるものではないでしょうか。

そこでお伺いします。

こうした 町民主体の活動の広がりを踏まえ、現在の状況を町としてどのように認識されているのか。また、町との連携を求めた際に、どのような課題があると捉えているのか。町の認識をお伺いします。

最後に3点目です。

次年度が目前に迫る中で、これらをどのような視点や優先順位で具体化していくのかについてお伺いします。若者や女性が地域で関わり、挑戦できる環境をつくるためには、町民や若い世代の声を町づくりに生かしていくことも重要だと思います。そして、そうした町民の前向きな取り組みを受け止め、町と地域が連携しながら動いていける仕組みをつくっていくことが、このみんなで作る新志賀町につながるものだというふうに受け止めております。

町として、どのような視点でこれを具体化していこうとしているのか。また、どの分野を優先して取り組んでいくのか。今後の方向性をお示しいただきたいと思います。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

稍議員の「創造的復興と人口減少対策における若者・女性施策の具体化について」のご質問にお答えいたします。まず、1点目の「若者や女性が「ここで自分らしくいたい」と思える環境とはどのような状態を想定しているのか」についてであります。

本町が目指す姿は、誰もが無意識の思い込みから解放され、自らの意思で人生を選択できる社会です。働く場、子育て、地域活動のあらゆる場面で、「この町には自分の役割がある」と実感できる姿を想定し、一人ひとりの自己実現を支えます。

そのため、若者や女性にとって魅力ある働く場の創出を図るとともに、結婚・出産・子育ての希望が叶えられる暮らしやすい生活環境の整備など、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

次に、2点目の「現状の認識と課題」についてであります。

震災後、町民の皆様が主体となって取り組まれている子ども食堂や高齢者の見守り、さらには、里山里海の資源を活かした滞在型体験など、地域の価値を再発見し、関係人口を生み出そうとする前向きな動きは、総合計画の方向性と合致する心強い動きであると認識しております。

一方で、本町では、これまで地域づくり団体等の活動を支える行政側の伴走支援が十分でなかったことが課題でありました。今後は、関係人口マッチングアプリ「いしかわのWA!」の活用や、地域おこし協力隊など外部人材の力を積極的

に取り入れ、地域活動を支え、共に働く体制づくりを推進していきます。

最後に、3点目の「今後の視点や優先順位の具体化、検討の方向性」についてであります。

次年度以降、これらの課題にスピード感をもって対応するため、以下の体制と視点で施策の社会実装を進めていきます。

総務課内に「志賀みらい戦略室」を新設し、町長直轄の司令塔として、総合計画に基づく部署横断の重要事業を統括していきます。戦略室主導のもと、デジタル技術を活用して、若者や女性、現場の視点を政策形成の場に反映させ、前向きな取組を柔軟に取り入れる仕組みを整えていきます。

優先的に取り組む分野については、若者や女性にとって魅力ある働く場の創出や、結婚・出産や子育て環境の充実はもとより、都市部の専門人材などの「外からの風」を取り入れることで、地域の閉鎖性を打破し、持続的な活力を創造することに重点を置き、取り組んでいきます。

これらの取組を通じて、震災からの創造的復興を確かな成長へとつなげ、「若者や女性から選ばれる志賀町」を町民の皆さんと共に築いてまいります。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

議長。再質問。ただいま町長からの答弁で、非常に私自身感じたのが、すごくいいなと期待できるところがありました。それが「この町には自分の役割がある」ということを認識できる、そういう現場を作っていただけるということも期待を非常に感じた答弁でした。また最後に、3つ目の質問の答弁のところで、総務課内に志賀みらい戦略室が設けられるということも、ここから議論があり、またどんなことが、若者や女性、現場の視点を政策に落とし込んでいくかということがスピード感持って進んでいくんだろうなという風な想像ができて、今後に対して期待しております。

その中で最後1点、町長の方に、先ほども、別の質問でも出ましたが、双方向、住民、町民、そして現場の声を聞いた中で、議論の場に出していただき、その建設的な、前向きな検討でスピード感持って進めていただけることを期待しております。

これから若者や女性から選ばれる志賀町、シン志賀町の期待を持って、私からのそれぞれの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

福田晃悦議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 承認第1号 議案第3号ないし第19号及び議案第23号ないし第39号
並びに請願第1号（委員会付託）

福田晃悦議長 次に、町長提出 承認第1号 議案第3号ないし第19号 議案第23号ないし第39号及び請願第1号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

福田晃悦議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明11日から18日までの8日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明11日から18日までの8日間は、休会することに決しました。

次回は、19日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後1時58分 散会）